

佐賀県手数料条例及び佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する
 条例をここに公布する。

平成二十三年十月三日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県条例第二十五号

佐賀県手数料条例及び佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部
 を改正する条例

(佐賀県手数料条例の一部改正)

第一条 佐賀県手数料条例(平成十二年佐賀県条例第三号)の一部を次のよう
 に改正する。

別表第一第四百七号の二を次のように改める。

<p>四百七の二 高齢者の 居住の安定確保に関 する法律(平成十三 年法律第二十六号) 第五条第一項の規定 に基づくサービス付 き高齢者向け住宅登 録簿への登録の申請 に対する審査</p>	<p>サービス付き高齢者向 け住宅登録簿への登録 を申請する者</p>	<p>サービス付き 高齢者向け住 宅登録簿登録 申請手数料</p>	<p>次に掲げるサービス付 き高齢者向け住宅の戸 数の区分に応じ、それ ぞれ次に定める金額 イ 十戸以下 二万四 千円 ロ 十一戸以上二十戸 以下 二万八千円 ハ 二十一戸以上三十 戸以下 三万二千円 ニ 三十一戸以上四十 戸以下 三万六千円 ホ 四十一戸以上五十 戸以下 四万千円 ヘ 五十一戸以上七十 戸以下 四万九千円 ト 七十一戸以上百戸 以下 六万千円 チ 百一戸以上 七万 三千円</p>	<p>登録申請のと き</p>
--	---	--	---	----------------------------

別表第一第四百七号の二の次に次の一号を加える。

<p>四百七の二の二 高齢 者の居住の安定確保 に関する法律第五条 第二項の規定に基づ くサービス付き高齢 者向け住宅登録簿へ の登録の更新の申請 に対する審査</p>	<p>サービス付き高齢者向 け住宅登録簿への登録 の更新を申請する者</p>	<p>サービス付き 高齢者向け住 宅登録簿登録 更新申請手 数料</p>	<p>次に掲げるサービス付 き高齢者向け住宅の戸 数の区分に応じ、それ ぞれ次に定める金額 イ 十戸以下 二万四 千円 ロ 十一戸以上二十戸 以下 二万八千円 ハ 二十一戸以上三十 戸以下 三万二千円 ニ 三十一戸以上四十 戸以下 三万六千円 ホ 四十一戸以上五十 戸以下 四万千円 ヘ 五十一戸以上七十 戸以下 四万九千円 ト 七十一戸以上百戸 以下 六万千円 チ 百一戸以上 七万 三千円</p>	<p>更新申請のと き</p>
---	--	--	---	----------------------------

(佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第二条 佐賀県事務処理の特例に関する条例(平成十二年佐賀県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中第二十七号の三を削り、第二十七号の四を第二十七号の三とする。

附 則

この条例は、平成二十三年十月二十日から施行する。

第二条（佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部改正）に係る新旧対照表

改正後		改正前	
<p>（市町等が処理する事務の範囲等）</p> <p>第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町又は広域連合が処理することとする。</p>		<p>（市町等が処理する事務の範囲等）</p> <p>第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町又は広域連合が処理することとする。</p>	
<p>一～二十七の二略</p>	<p>市町又は広域連合</p>	<p>一～二十七の二略</p>	<p>佐賀市 鹿島市</p>
<p>二十七の三 地方自治法（以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 法第九条の五第一項の規定により、新たに生じた土地の確認の届出を受理すること。</p> <p>ロ 法第二百六十条第一項の規定により、市町の区域内の町又は字の区域に係る届出を受理すること。</p>	<p>各市 吉野ヶ里町 みやき町 玄海町 有田町 大町 江北町 白石町 太良町</p>	<p>二十七の四 地方自治法（以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 法第九条の五第一項の規定により、新たに生じた土地の確認の届出を受理すること。</p> <p>ロ 法第二百六十条第一項の規定により、市町の区域内の町又は字の区域に係る届出を受理すること。</p>	<p>各市 吉野ヶ里町 みやき町 玄海町 有田町 大町 江北町 白石町 太良町</p>